平成２５年（フ）第４７０６号
大阪市浪速区桜川２丁目４番３号　カーサ・ベラ桜川1003号、開始決定時大阪市大正区千島１丁目30番26号
破産者　ビックスラボことビックスラボラトリーこと　上原　　哲
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６５号
奈良県桜井市大字阿部541番地の９―102、開始決定時の住所奈良県宇陀市菟田野古市場146・147番地
破産者　ヤマイチ森の銘木こと　森野誠四郎
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１９０号
奈良県大和高田市曽大根１丁目３番５―206号　プリンスコート高田
破産者　丸山　広道
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
奈良県北葛城郡広陵町大字南郷1021番地１
破産者　佐藤　公彦
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
奈良県香芝市下田東１丁目317番地２　202号
破産者　細川製図研究所こと　細川美枝子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２８５号
奈良県橿原市中曽司町221番地の８
破産者　岡本　則子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
大分県日田市大字三和180番地１　レオパレスＹＯＳＨＩＤＡⅡ―104号、開始決定時の住所大分県日田市中城町６番15号
破産者　江口　　徹
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第３４９号
鹿児島県鹿児島市西紫原町23番地11　パルあじさい302号
破産者　藤本　武志
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第９１８号
横浜市西区戸部本町51番25―Ｄ1024号
破産者　菊間裕太朗
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４６６号
横浜市南区井土ケ谷中町47番地57　大貫ハイツ201、申立時の住所横浜市南区日枝町４丁目97番地２　グレイス南太田307
破産者　道訳　康之
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６６７号
横浜市中区大和町２丁目32番地の11
破産者　田村　義介
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９８０号
横浜市鶴見区馬場６丁目５番19号
破産者　早川　朋孝
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９９８号
横浜市神奈川区神奈川１―３―14　穂高荘２Ｅ、住民票上の住所神奈川県高座郡寒川町宮山500番地21
破産者　安藤　秀樹
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７２号
富山市婦中町田島646番地７
破産者　小西建設こと　小西　省二
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２７号
福井市滝波町第32号８番地
破産者　渡辺　忠雄
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
福井市南四ツ居２丁目15番29号　コーポ吉川101号
破産者　畠中　一人
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４７６号
名古屋市東区矢田南３丁目５番８号　竹中ビル４Ｂ号
破産者　小幡　弘明
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６３号
愛知県愛知郡東郷町御岳１丁目15番地５　コーポ御岳202号
破産者　太田　和之
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２１１号
名古屋市守山区森孝４丁目626番地、開始決定時の住所名古屋市守山区小幡太田４番12号
破産者　土屋　勝代
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部